

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正（案）について

1 道路交通法の改正に伴う関係手数料の新設等

- (1) 運転技能検査手数料の新設 → 3,550円

運転技能検査制度の概要

- 75歳以上で一定の違反歴のある者が
運転免許更新時に受検
- 過去3年間に信号無視等(11種類)の
違反行為
- 検査の結果、一定の基準に該当する者は
運転免許の更新をしない

検査の課題例
(段差乗り上げ)

- (2) 若年運転者講習手数料の新設 → 2,250円
- (3) 認知機能検査手数料の改正 750円 → 1,050円
- (4) 高齢者講習手数料の改正 5,100円、7,950円、5,800円 → 6,450円 等

2 その他所要の改正

銃砲等または刀剣類所持許可証の書換え手数料の改正

1,800円 → 1,600円 等